

議案第23号

幕別町債権管理条例の一部を改正する条例

幕別町債権管理条例（令和元年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中「幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）第2条第1項第2号」を「幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第37号）第2条第1項」に、「をいう」を「及び議会をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。